

令和5年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

（林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について）

広島県包括外部監査人

松 浦 隆 敏

第 1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件（監査のテーマ）

「林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について」

3.特定の事件を選定した理由

我が国の国土面積は 3,780 万 ha あり,その国土の 2/3 にあたる約 2,500 万 ha は森林面積である。OECD 加盟国における森林面積がフィンランド, スウェーデンに続く第 3 位である。広島県では, 県土面積 85 万 ha のうち 61 万 ha が森林面積となり, 国有林が 8%, 公有林が 11%, 私有林が 81%で, スギ・ヒノキ・アカマツ等で樹木構成されている。

林業事業においては, 人口減少, 木材価格の下落, 森林所有者が不明, 生産性の低下, 林業従事者の高齢化等の様々な課題があり, また近年では新型コロナウイルス感染症の影響も受け, 林業を取り巻く情勢はますます厳しい現状となっている。

そこで県は, まず平成 22 年 10 月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき, 平成 22 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定, その 3 年後に TPP をはじめとした国際化による環境変化に対応するため平成 26 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン・アクションプログラム」を策定し, 平成 30 年には計画が終期をむかえることから新たに「ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム」を, 更に令和 3 年に「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定して, 新たな経済成長としての森林資源経営サイクルの構築, 森林資源利用フローの推進, また, 豊かな地域づくりとしての森林の公益的機能の維持を目標としている。

これは, 県の基本計画「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」のもと, 農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標（指標）や具体的な取組方針をここで定めている。

また, これに基づき県では, 地域森林計画書を森林計画区別（太田川森林計画区, 江の川上流森林計画区, 瀬戸内森林計画区, 高梁川上流森林計画区）に 5 年ごと 10 年を 1 期として計画を立てている。県の森林事業の方向性や伐採・造林・林道・保安林の整備目標

等を明らかにし、広島県森林づくり 50 年構想をもとに、森林資源経営サイクルやその利用フロー推進、災害防止の取組のほか森林の公益的機能維持を目標としている。

以上のことから、県の農林水産局特に林業事業における財務事務の執行及び経営管理の状況について法令等の合規性だけでなく、経済性・有効性・効率性の観点から検討をおこなうことは有意義であると判断し、令和 5 年度包括外部監査における監査テーマとして選定した。

4.監査対象期間

原則として、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

5.監査対象機関

農林水産局

農林水産局に関連する地方機関

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会

6.監査の実施期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

よって、令和 6 年 1 月 1 日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7.補助者の氏名及び資格

見之越常治 弁護士

石橋祥英 公認会計士

椎野年雄 税理士

林内律之 税理士

吉本訓枝 税理士

8.利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第 2 外部監査の要点

本監査は、主として以下のような観点から監査を行った。

1.監査の要点

(1) 合規性，経済性，効率性，有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に適合しているか（合規性），無駄な支出を行っていないか，または財源確保に努めているか（経済性），成果に対して最少の費用・労力で事業が執行されているか（効率性），目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ① 法令，地方公営企業会計基準，広島県公営企業財務規程等に準拠した会計処理及び開示ができていないか
- ② 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団及び一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会について，企業会計基準，会計計算規則等に従った会計処理及び開示ができていないか
- ③ 公共の福祉と経済性の観点から，健全に運営されているか

(3) 財産

- ① 林業保有財産の管理が規程通りに実施されているか
- ② 網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握は出来ているか
- ③ 不要な余剰資産を抱えていないか
- ④ 減損の検討は適宜適切に実施しているか

(4) 補助金

- ① 法令，要綱その他の基準，規程等に準拠しているか
- ② 要綱において要件が適切に定められているか
- ③ 補助対象となる経費は適切か

④ 事業実績見込みの確認が十分なされているか

⑤ 周知方法が有効，適切か

⑥ 補助金の使途を確認しているか

⑦ 成果を確認しているか

(5) 契約

① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引に従っているか

② 入札，随意契約，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か

③ 不適切な再委託はされていないか

④ 予定価格が適切に積算されているか

⑤ 見積合わせの場合，参加者の選択，参加者数は適切か

⑥ プロポーザル方式の場合，委託する業務等の内容が慎重に検討されているか

⑦ 契約完了後，契約条件にしたがって完了したか否かを確認しているか

⑧ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

⑨ 出資法人につき，契約手続きにおいて法令や法人内部規程等が順守されているか

(6) 保険

① 保険契約締結の手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか

② 森林資産への将来の損害に対する保険加入が適切に行われているか

(7) システム

① 各システムの使用状況やシステムの構築等，互換性はどうか

② 業務システムに係るセキュリティ等のIT全般統制が適切に整備・運用されているか

③ システム障害に係る対策は取られているか

④ システムの操作等の研修を行っているか

(8) 税務申告

① 法人税（財団のみ）消費税の税務申告が適切に行われているか

② 消費税の納税額を最少にする申告方法が選択されているか

③ インボイスの適用について準備がしっかりとされているか

④ 過年度の包括外部監査の意見に対して対応されているか

(9) 特別会計

① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか

② 県営林中期管理経営計画に基づいた実施がなされているか

③ 県営林事業費特別会計に係る貸借対照表が適切に作成されているか

④ 旧センター分収造林事業の経営改革への取組の実施と県民への情報開示が適切にとられているか

(10) ひろしま森づくり県民税・森林環境譲与税

① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか

② 両事業に関する取組や手続き等が適正に行われているか

③ 基金に対する状況確認と運営が適正に行われているか

④ 両制度に関する県民への周知等は適正に行われているか

2.主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

(1) 予備調査

関連資料を入手・分析するとともに，質問・資料依頼により，事業の現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査に基づき，以下の手続を実施した。

① 関連法令・条例・規則，予算書，事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・依頼・分析，証憑との突合

② 担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等

③ 現場視察

④ その他必要と認めた監査手続

第3 監査の結果について

1.指摘, 意見及びその他

監査の過程で発見された事項については, 「指摘」, 「意見」, 「その他」の3つに分類し, 以下のような判断基準によった。

指摘・・・違法(法令, 条例, 規則等の違反)なもの

または不当(法令等が予定するものでない, 運用方法が不十分または不適切, 社会通念上適切でない)もの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 37 第 5 項

意見・・・違法または不当なもの以外で, 組織及び運営の合理化, より経済的, 効率的, 効果的な事業となるように改善や検討が望まれるもの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 38 第 2 項

その他・・・監査人が, 事案が監査対象年度に含まれない, 監査対象局・団体を超えているもの, または指摘や意見とまでは言えないもののうち, 今後の事業取り組みにおいて, 有意義と判断したもの

2.数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため, 合計が一致しない場合がある。

3.略語について

名 称	略 語
広島県	県
広島県農林水産局	県農林水産局
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	財団
一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	協会
2020広島県農林水産業チャレンジプラン	チャレンジプラン
一般財団法人広島県農林振興センター	旧センター
県に移管した分収造林	旧センター林
地方自治法	自治法
地方自治法施行令	施行令
ひろしま森づくり県民税	森づくり県民税
広島県森林情報共有システム	森林情報共有システム
広島県森林計画情報システム	森林計画情報システム
適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ	控除対象外仕入れ
適格請求書発行事業者の登録申請書	登録申請書

第 4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要

1.監査結果の一覧

(1) 指摘, 意見, その他の件数

本外部監査の指摘及び意見などの件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	その他	合計
農林水産局	3 件	52 件	16 件	71 件

一般財団法人広島県 森林整備・農業振興 財団	2件	7件	1件	10件
一般社団法人広島県 山行苗木残苗補償協 会	0件	4件	1件	5件
合計	5件	63件	18件	86件

(2) 意見, その他の一覧

指摘, 意見, その他の一覧は次のとおりである。

監査の結果 (概要)			
区分	項目	概要	頁
第7 広島県の林業事業に係る決算について			
意見	財産台帳に 取得価格や 資本的支出 情報を記載 すること	<p>緑化推進事業費について、緑化センター長寿命化対策事業として緑化センターの施設内トイレの大規模改修工事が実施されたが、森林保全課で管理している財産台帳のうち、建物台帳には、上記トイレ工事をはじめ、追加工事の記録等は記載されていなかった。また、建物自体の取得価格は全て0円で表示されていた。</p> <p>建物自体の取得価格及び資本的支出（既存の固定資産の価値を増加させ、耐久性を増すための改修工事等）の内容及び金額を、財産台帳に記載することで、固定資産台帳と財務情報を紐づけて網羅的に管理することができるものとする。</p> <p>また、県の総務局財政課では、総務省が公表している統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った県全体の決算書を作成しており、財産台帳に取得価格や資本的支出の情報を記載しておけば、総務局財政課への情報提供もよりスムーズに行えるのではないかと考える。</p>	41
意見	幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明	<p>国立研究開発法人森林研究・整備機構へ負担金を償還することを取り決めた際の契約書や負担金契約締結をすることについての根拠規程等の所在が確認できなかった。</p> <p>県と機構との具体的な取り決めがわかる契約書等は取引終了まで適切に保管しておくことが必要である。</p>	42
その他	幹線林道整備事業費負担金の繰上返済について	<p>幹線林道整備事業費負担金は、予算及び返済予定表通りに支払いがなされているが、負担金が繰上償還できれば利息を圧縮できることから、検討してはどうか。</p>	49

その他	幹線林道整備事業負担金の繰上返済について	幹線林道整備事業費負担金は、予算及び返済予定表通りに支払いがなされているが、負担金が繰上償還できれば利息を圧縮できることから、検討してはどうか。	49
意見	治山事業における入札不調と今後の展望について	治山費は、最終予算額約90億円に対し、決算額約50億円、繰越額約38億円であった。実に予算の4割が入札不調等の原因で翌事業年度に治山事業が繰り越されていることになる。資材高騰、人材不足、高齢化は近年加速の一途であり、計画した治山事業の多くが実施できない状況は続くと思込まれる。治山事業のうち特に入札不調となる事業はどこなのか、またその理由や改善策を模索するとともに、県として今まで通りの治山事業が継続できるのか、抜本的に事業内容や県の役割を見直す時期に来ていると思われる。	49
第8 財産			
意見	取得原価算定について	県営林森林資産管理簿を見ると、県は令和4年度年度算定の取得原価1,497万3,169円をすべての事業地に振り分けている。県は財団に保育間伐・事業地調査を業務委託しており、令和4年度に事業を実施した事業地を把握できるのであるから、事業実施にかかった経費を事業地毎に割り振るなど、取得原価の計上方法の改善が必要と考える。	57
意見	森林保険と正味売却価額について	県営林の正味売却価額の算定方法は、県営林の齢級別植栽面積に森林保険金額（上限額）を乗じ、その上で森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率をかけているが、この過程は分かりにくく、誤解を生みやすいものとなっている。そのため、森林保険金額は算定の過程から除外し、県営林で毎年行っている主伐の立木販売価格に基づき、直接的に実勢価格を算定するのが妥当ではないかと考える。	58
意見	債権放棄額の表示	県の旧センターの民事再生に伴う県の債権放棄額は33,864百万円である。財務諸表の注記の金額33,264百万円と記載されており、差額が600百万円発生している。この差額は、センター森林資産の県への代物弁済額6.4億円から民事再生手続中の発生利息（申立て後に生じた約定利息）0.4億円を除いたものである。注記の正しい情報を認識するためには、過去の事象についての表記も必要であると考え。	60
意見	変更契約と最終精算額	財団への一括委託業務費は、県営林の森林資産の取得原価を構成する金額である。 財団との契約において、業務委託変更契約は業務内容の変更に基づいた減額変更であるが、変更に基づく契約金額と財団の決算整理により最終契約金額が変更するのであれば、契約履行期間の終了間際に業務委託変更契約を締結しても意義がない。	61
意見	実績と損益計算書	財団が令和4年度県営林事業委託森林整備等業務予算別委託料内訳（変更）の書面を作成しているが、これは森林整備、調査管理、木材販売、諸経費等、消費税及び地方消費税の内訳で、業務に関しての委託料が記載されており、実績報告書としてはこちらの方が望ましい形式と思われる。 委託料の精算上、県の報告書は業務区分や委託区分の名目が異なるため、表示等がより適正な財団の内訳書等の様式に合わせるべきである。 ただし、当該報告書には、財団の決算整理によって変更された精算額の内訳書等が作成されていないため、業務委託変更契約から最終の精算確定額まで経緯が分からない。そのため、どのように変更となったかを確認できる書面の作成が必要であると考え。	62
意見	委託料と実績報告書の精算額表記について	財団は消費税について税込処理方式を採用しているため、租税公課勘定科目内の納付消費税額を決算において正味財産増減計算書で共通配賦するのは理解できる。 しかしながら、社会通念上、請求書や領収書等で表記する消費税額（うち消費税額等の表現）は、本来課税対象となった金額の部分の消費税額を表記することから、これは不適切であると考え。 実際には、県と財団との精算額の算定上、人件費等の非課税経費項目の消費税額が加味されているわけではない。しかし、実績報告書では、あたかもそれが含まれて精算されているかのように見えるため、様式修正の検討が必要である。	63

		また、消費税の記載を行うのであれば、課税区分（10%、軽減税率8%、非課税、不課税）をしっかりと把握し、算定して表記すべきである。	
意見	分収造林事業について	<p>巨額の税金を投入して分収造林事業として森林の整備等を行っており、伐採の時期が到来している森林をいち早く伐採し、一般会計からの繰入が当たり前になっている分収造林事業及び分収造林契約を終了させることを念頭に置き、少しでも高値で森林資産を換価することを考え、投入した税金の回収を行うべきである。</p> <p>毎年、財団に森林の整備事業を一括委託しているが、森林資産の取得原価が毎年増額されていることを理解し、収益をあげるために必要な森林整備等かどうかの判断が必要ではないかと考える。</p> <p>主伐に関して、県で機械化できる時代がくるかもしれないとの期待もあるが、実際には主伐には人力が必要であり、人口減が叫ばれるなか、一刻も早く県産材の供給先を確保し、主伐を行うべきである。</p>	64
意見	分収林契約について	<p>令和6年から森林環境税が導入され、市町が主体となる。平成31年4月1日から経営管理制度が導入され、経営管理権や経営管理実施権の権利も整備されている。</p> <p>県と市町が締結した分収造林契約については、その対象が保安林や公衆用道路の管理が目的であるならば、その必要性があるかどうかを今一度検討すべきである。</p>	65
第9 契約			
意見	木造建築アドバイザーについて	<p>非住宅建築物の木造・木質化及び県産材利用の促進を図ることを目的とするための相談体制について、平日4日で従事者1名を置くこととすることと比して、相談件数の数値目標が50件は低いものといえる。</p> <p>また、アドバイザーによる助言は、あくまで相談者がアドバイザーによる助言を求めた場合に限定されるのに、アドバイザーによる助言を数値目標とすることは、かえって、希望しないアドバイザー派遣を無理に設定せざるを得ない可能性をはらむ。</p> <p>そこで、相談受付件数50件を目標の場合には週に1件程度と考えられ、そうであれば平日4日もの相談窓口対応は不要であり平日1～2日の相談受付日を設定すれば足りると考えられる（これによる事業費の削減も見込まれる）。仮に、現行の平日4日の常時の相談窓口の設置を前提とするのであれば、更なる数値目標の上積みを検討していく必要があるのではないかと考える。また、相談受付件数に応じてアドバイザーによる助言件数が増加することの一定の相関が認められるとしても、相談者が希望しないアドバイザーによる助言まではアドバイザーによる助言件数に数値目標まで掲げることまでは不要ではないかと考える。</p>	68
意見	別途契約を検討すべき	<p>本契約の業務内容は、その業務対象地域が当初契約とは異なる地域をも加える形となったために、業務期間の延長と委託料の増加という変更契約となっている。</p> <p>業務対象地域が当初契約とは異なるのであり、本契約の業務を同一事業者担当させる合理的理由もうかがえない。そのため、追加される業務対象地域について、新たに別途契約を締結すべきであり、一般競争入札を行うか、随意契約の該当事由の有無を検討されるべきである。</p>	69
指摘	再委託契約禁止の形骸化	<p>入札制度において、入札資格や契約内容及び業務仕様書等に基づいて入札するのであり、非常に重要な情報である。本契約では、業務仕様書において再委託等の禁止が明示され、再委託に際して発注者との間で協議し承諾が得られなかった場合が例外として認められる場合があるだけであって、発注者からの承諾が得られないことを想定して入札するのが通常である。</p>	70

		<p>ところが、本契約では、令和2年度及び令和3年度も同一業者が研修実施していることを理由に、契約締結後のわずか1週間後に再委託が承諾されていることからすると、落札業者が再委託を行うことを前提としていたと想定できる。さらに、再委託先の選定理由として、落札業者において①次世代林業経営者研修業務をなぜ担当できないかの理由についての言及が一切ない。また、当該委託先が令和2年度、令和3年度も良好に研修を実施していたことを再委託契約理由として挙げていることから見ると、過去の再委託契約に至った事象についての検証と改善を行っていないように考える。</p> <p>このような状況では、新規参入者の入札を潜在的に阻害させてしまう恐れがあるため問題であると考えられる。</p> <p>そもそも、①次世代林業経営者研修、②管理部門職員研修、③コーチング能力養成研修のうち①研修について再委託が可能なのであれば、①次世代林業経営者研修と、②管理部門職員研修及び③コーチング能力養成研修とを分ける形で、「①研修」「②研修と③研修」に業務を二分し、それぞれ入札を実施することにより、委託料の低減化を図ることも考えられる。再委託契約禁止を形骸化させないためにも、再委託契約についての詳細な理由書や再委託に至った経緯等を検証し改善していくことが必要である。</p>	
意見	契約変更金額について	<p>最低価格方式による入札であったはずが、変更工事部分は事実上、見積合わせのない随意契約と同視できることとなり、県に過大な財政負担を生じさせる事態は、避けなければならない。</p> <p>請負工事においては、多くの場合、執行中の建設業務と分離して執行できることが著しく不適当な建設業務に該当するケースは多いことが考えられ、安易に工事変更（とりわけ請負金額の変更）を許容することは、その落札時のモラルハザード（当初契約は最低価格で落札しておき、契約変更時に利益を回収することを念頭に置いた入札）を招く。</p> <p>そうであれば、安易に工事変更が認められるべきではなく、そもそも十分な事前調査を行った上で参考価格が定められるべきである。</p> <p>また、事前調査を行ったにもかかわらず、平成10年2月13日林務部長通知「設計変更に伴う契約変更基準」に沿った軽微な設計変更に伴うもの以外のもの（ア 建設工事：変更請負代金額が3,000万円又は当初請負代金額に対して30%を越える増額。）に該当した場合には、その様な事態に陥らないための再発防止策が具体的に検討されるべきである。</p>	71
その他	裁判管轄について	<p>定型の業務委託契約約款及び建設工事請負契約約款のいずれにも、訴訟による紛争解決となった場合の裁判所として、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法11条参照）とする旨の条項を加えるべきである。</p>	72
意見	随意契約5号について	<p>緊急性が認められるのであれば、その被害の拡大防止等の意味において早急に対応されるべきであって、数か月もの時間的猶予があることは、かえって緊急性の要件を欠くとも考えられる。</p> <p>随意契約の5号事由である緊急性があるのであれば、それに応じた契約等の手続が行われるべきであって、入札手続きに付したが応札者がいなかった場合でもないのに緊急を要する災害の発生から相当期間が経過している場合にまで緊急性と評価することは適切ではない。その場合には、原則通り迅速に競争入札手続を行うべきである。</p>	74
意見	随意契約1号について	<p>少額であるがゆえに随意契約が認められたことの趣旨からすれば、その後契約が変更された結果、1号事由に該当しなくなったことが判明した場合には、随意契約締結の前提を欠くのであるから、そもそも安易に変更契約を許容するべきではない。</p> <p>変更契約を要する場合には、施行令167条の2第1項1号以外の事由の該当性の有無も含めて、変更契約の可否を検討する等の慎重な対応が望まれる。</p>	75

意見	入札後の変更契約金額の増額	<p>令和4年度の公共事業の執行については、令和4年3月31日付の農林水産局長通知により変更契約基準が定められており、調査した限りでは、いずれの契約もこの基準に沿っている。</p> <p>とはいえ、当初請負代金の30%を越える額になる場合が多く認められるところであり、その件数の多さや何度も変更されている契約も散見されることからすれば、競争入札時の予定価格を算定する際の調査が不十分であることの証左といえる。</p> <p>最低価格方式の入札手続の場合、低価格の落札業者が、事後的な変更契約時に競争とならないがゆえに、その変更時に利益を回収する様な方法を探り得ることも考えられる。</p> <p>そのため、具体的に、令和4年3月31日付の農林水産局長通知が、2億円を請負額の基準の一つとして設定しているが、同基準が高額に過ぎ、また同通知が平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨に伴う災害の早期復旧が求められる中での公共事業の円滑かつ効率的な推進が重要な課題となったが故の暫定的な通知と解すれば、令和5年度以降は、同通知を廃止することも含めた、抜本的な変更を検討すべきである。</p>	77
意見	工事執行伺について	<p>工事執行伺は、県が行う工事の名前・工期・内容・工事区域等の記載がある行政文書である。工期が予定期間であるとしても、手書きでの修正または補足等は、いつ誰が行ったのか分からない。したがって、当該文書は過去の契約状況等を確認するためにも見返すこともあるから、修正・補足等を行う場合には、訂正日付や訂正印の押印等を行い対応していくことが必要である。</p>	78
意見	事業費の単価基礎額の算定データについて	<p>県からの回答は、マニュアル改正版が出ていないためこの資料を使用しているとのことであるが、10年以上前の平成24年での社会情勢に基づくデータを現在の算定額として使用することに疑問を感じる。より現在価値に等しいデータを使用できるよう働きかけることが重要であると考え。</p>	78
第10 補助金			
意見	森林境界について	<p>土地の個人所有者が森林境界を明確化することは困難であり、当該補助金事業によって境界が明確化されることで、森林整備地域活動支援事業をスムーズに行えることができる。一方、同意書の間伐同意期間中に土地所有者が変更、または土地売却等の変更があった場合でも、事業目的への協力を約する条項や同条項を設ける等を国及び林野庁へ働きかけていくことが必要であると考え。</p>	83
意見	林業リーディングモデル事業について	<p>(1) 林業経営者は、持続的に林業を経営すべく事業計画を立案検討することを当然に行っている。それにもかかわらず、補助事業として経営コンサルタント等へ多額の補助金を交付して経営戦略の策定等をするのは、本来、林業経営者が負担すべきところである。</p> <p>したがって、その利益は、補助事業者に全て帰属するのであるから、「実行管理計画等」についていえば、要する経費の2分の1とする等相応額の自己負担を補助事業者に求めることが必要であると考え。</p> <p>(2) 本事業は、そもそも中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する事を目的としている。実施要領では、事業完了年度の翌年度から起算して3年間の経営改善等の取組を継続して実施し報告することを原則とするが、中長期的な視点で策定されたはずの取組が3年（最長5年）では、短期に過ぎる。</p> <p>中長期的視点に基づいた事業計画が策定されるはずであるから、少なくとも10年間の報告を義務付けるべきである。</p>	86

意見	予算と決算	当初の政策遂行のために策定された予算編成や当該事業を遂行すべき需要の乏しさに原因があるのか検証し、乖離の少ない予算を策定されるべきである。	90
意見	交付決定後の変更について	ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の交付決定額の増減の変更がない場合であっても、事業毎に、その実績が交付決定額と異なるのであれば、なぜ、そのような変更が生じたのか、単に事業実績に留まらず、交付先に報告を求めるべきである。 加えて、交付決定額の増加のみならず減少の場合にまで、県知事の承認を要する変更にあたることは、その手続きの煩雑さから必要以上の事業費の費消の動機付けとなり得る。ひろしまの森づくり事業費の財源が、ひろしまの森づくり県民税条例に基づき徴税している、ひろしまの森づくり県民税であるという性質からしても事業費支出は、抑制的に考えられるべきであって、交付決定額の減少の場合には県知事の承認を不要とする等、無駄な事業費支出とならないよう、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領の改訂も検討されるべきである。	94
その他	事業の内容と目的について	県が、緑化活動推進事業として行っているのが、この2団体のみであり、今後他の団体への加入等がないことから、負担金の内容を必要に応じて県民へ周知していく必要がある。	98
第12 森林保険			
意見	森林保険の加入について	県と土地所有者が、森林保険に加入する根拠が明らかになっていない。災害等への対策として、森林保険への加入を積極的に行うための、両者の協議を取り決めていただきたい。	121
意見	付保率について	森林保険に加入することは大変意義があると思うが、付保率がまちまちで、災害に備えるというよりは、予算に応じてという側面が色濃く出ている。 災害に備える意味においては付保率100%で森林保険に加入すべきではないかと考える。県営林は現在約2万haが森林保険契約を締結している県営林の面積は702.16haとなっている。 森林保険に加入する理由として、利用間伐後は風害に遭いやすいとのことであるが、平成30年の豪雨災害のように予期せぬ災害に遭う可能性も存在する中、利用間伐後の事業地のみ森林保険に加入することが、妥当であるかどうかデータで確認されていない。予算に応じて保険に加入するのであれば、実際に災害が起こった時に、これまで投入された税金が最大限補填されない可能性がある。 森林保険に加入して災害に備える事は意義があるが、加入方法や根拠を整理する必要がある。	121
第13 平成30年7月豪雨災害の現況の検討			
その他	災害対策について	平成30年7月豪雨災害発生時の災害発生個所において、適切な間伐が実施された箇所と実施されなかった箇所とで何らかの差異があるかについて、「当該災害が発生した周辺箇所では、立木の根系が及ぶ範囲より深い部分で崩壊が発生しており、森林の有する山地災害防止機能の限界を超えて大規模な山腹崩壊が起こったと考えられ、間伐の有無よりも、地形、地質、降雨量の状況により災害が発生するものと考えられる。」とのことであった。 確かに広島県では、尾根地形に偏って崩壊が発生しており、地形条件等の影響が大きいと考えられる。とはいえ、森林の有する山地災害防止機能を最大限発揮するための日々の努力は無駄ではない。	134

		<p>周知のとおり、火山噴出物、崖錐堆積物等の脆弱な地質地帯では、地下水の上昇により土層が著しく飽和し、山腹崩壊が発生して崩壊土砂・土石により直下の人家等に被害を与えることになる。</p> <p>このため、脆弱な地質地帯においては、森林の山地災害防止機能を最大限に発揮するため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び落石防止保安林の適正な配備とともに、指定施業要件を適切に定め、山腹斜面の非皆伐施業を進める。</p> <p>また、間伐等による森林の適切な密度管理を行い、根系や下層植生の発達を促すとともに、立木間に根系による土壌の緊縛効果等が及ばないすき間が生じる恐れがある場合は、当該林分の後継樹ともなりうる木本類を導入し、森林の山地災害防止機能を持続的に発揮させる。</p> <p>このように森林域全体で山地災害防止機能を引き上げることを基本とし、保安林の適正な配備、根系や下層植生の発達等を促す森林の整備を引き続き行っていくことは大変重要である。日常的に実施されている施業には重要な意味があることから、継続した施業実施につき心より感謝するとともに応援の念を送る次第である。</p>	
その他	災害対策と治山事業	<p>災害の発生予防策と治山の関連性について、「治山事業は、治山ダム等を整備することにより、森林の維持造成を通じて、山地災害防止など、森林の有する公益的機能の発揮を図ることを目的としている事業であり、災害の発生予防策につながる事業であると考え。」とのことであった。</p> <p>指摘の通り、平成30年7月豪雨により被災した、東広島市黒瀬の既設治山ダム（昭和57年施工）直上のダム袖部付近の溪岸の浸食量と、治山ダムの影響を受けない下流域の溪床・溪岸の浸食量を比較したところ、治山ダムのある方が浸食量は半分程度に軽減されていることが確認された。すなわち、溪流全域に、同程度の浸食に抑える規模の治山ダムをきめ細かく階段状に施工すれば、溪流全体としても浸食量を半減し、流出土砂量を抑制する効果を得る可能性がある。</p> <p>県では治山ダム被災原因調査を行っており、その原因を踏まえて、今後の対策として、①溪床勾配を緩和するため、治山ダムを階段状に設置する、②施工後に、満砂状態となるようにする、③堆砂が浸食又は流動化するおそれがある場合、または満砂状態とならない場合は、流体力を考慮した堤体構造とする、④袖や伸縮継目・水平内継目は、継手や挿し筋等で補強する、⑤設置個所の決定に当たっては、土石流の流心や流下勾配を考慮する、⑥設置個所は堅固な地盤を選び、根入れ深や袖の突っ込みを十分に確保する、という6点を提案している。</p> <p>治山ダムは一定の効果を生んでおり、その存在意義は大変大きい。上記の提案に沿った対策を引き続き実施していただきたい。</p>	135
第14 特別会計			
意見	記載単位の不明瞭性	<p>情報開示は必要であるが、県ホームページに掲載されている「各年度県営林事業の実施状況について」の同ページ内に掲載のある「収支計画と実績」（単位：千円）と「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」（単位：百万円）及び「貸借対照表」（単位：百万円）の記載単位が異なっており、明瞭性に欠けていると考えられる。特に「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」は県民の将来負担となるものであるので、実際は第三セクター等改革推進債累計が117億円を超えており、併せて記載のある332億円超の県債権放棄額も寡少に見えてしまうので、単位を揃えて作成するのが望ましいのではないかと考える。</p>	141

意見	バランスシートの信ぴょう性	<p>バランスシート作成の意義としては、作成自体は大変評価ができると思われる。勘定科目で注視すべき項目として、負債の部で賞与引当金を計上している。これは県職員の賞与引当金（翌年度6月賞与の12～3月分）が計上されており、貸借対照表の作成が検討された中で、引当金に計上すべき項目として該当していると判断され採用されている。</p> <p>数字の信ぴょう性という観点では、森林資産の計上金額の信ぴょう性については再考の余地があると思われる。主には「地方公会計基準」を重視しているとの回答であったが、森林資産の計上にあたっては「林業公社会計基準」を用いている。バランスシート作成・公表後、県監査委員からこのような指摘を受けて作成したと回答があったが、作成にあたってのマニュアル等の作成は無く、県営林事業は超長期にわたっての事業であることから、今後時間が経過すれば内容を理解せずに前例踏襲といった機械的に作成される可能性が発生する。また、作成担当者レベルでこれまでの経緯を整理したものやマニュアル作成が必要と思われる。</p> <p>今後も、バランスシート作成により県民への説明責任を果たす観点からも、広島県農林振興センターの民事再生により県営林化され引き継いだ分収造林事業の収益性を明らかにして、経営改善を図りつつ県民に対して経営状況を明確に提示していくことが必要である。</p>	141
第15 税務申告とインボイス制度			
指摘	勘定科目内訳書	<p>勘定科目内訳書は決算書を分析する上で非常に有益な書類であり、経営計画・資金計画・融資等の財務諸表分析の資料としても活用されるものである。税務上は法人税法に基づいて作成の必要性が求められており、財産目録を代用しているとしても、収益事業の貸借対照表の勘定科目「苗木」「未払金」のみで資料不足は認めない。民間企業は、「預貯金等の内訳書」から始まり「雑益、雑損失等の内訳書」で終わる16種類の勘定科目内訳書を必要に応じて添付書類として税務申告とともに作成し提出するのが通常の手続きである。財団については、資料請求した「法人事業概況説明書」には「役員報酬」の金額が記載されているにもかかわらず、「役員給与等の内訳書」等の重要な内訳書を作成していない。</p> <p>公益性、公共性の立場からも、作成資料の見直しを改善すべきである。</p>	144
意見	消費税申告書の記載事項の不備	<p>昨年度の包括外部監査報告書でも記載があったが、消費税申告の県全体での取り組み状況は、各部局が申告業務を独自に行っており、県全体での統一した仕組みが無いことが問題である。</p> <p>それぞれ納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、また不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。また、現在のところ、課税売上高が5億円以下又は課税売上割合95%以上のため、全額控除に該当しているが、課税売上高が5億円を超えてくると、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある。現在のやり方であれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。</p> <p>県は消費税申告書の作成を1名で行っており、資料の確認は4名で行っているとの回答であったが、誤りが発生している状況では、マニュアル等を整備し、不明点等があるのであれば、税理士等の専門家に委託するのも必要ではないかと考える。</p>	153

指摘	消費税申告書の第一表の付記事項、参考事項の記載漏れ・誤記載	現在のところ、納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。	153
意見	仕入税額控除額算定における計算方式の検討	現在の「基準期間の課税売上高」であれば、全額控除となり納税額に影響は無い。現状の事務手続きであれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。 有利不利の選択以外にも職員の事務負担等も考慮しつつ、将来の課税売上高が増加した場合の対応に備えるべきである。	154
その他	消費税申告に係る県全体の取組について	県全体の取り組みは特になく、各部局で個別に対応しており、しかも関与している人員も少数であり、消費税申告の実務ノウハウが共有化されていない。 申告期限は県の場合は課税期間終了後6か月以内となっており、通常の民間企業と比較しても納付期限にはかなり余裕があると思われる。消費税の申告実務は特殊かつ専門性が必要になるため、消費税に詳しい職員の育成・配置も必要と考えられ、県としてのチェック体制の一元化も必要となってくる。さらに、場合によっては専門家の関与も必要ではないかと考える。	154
意見	補助金申請・実績報告書の記載内容について	「令和3年度スマート技術林業技術等導入支援事業の事業実績書」の「3. 経費の配分及び負担区分」において、備考欄で消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入が求められるが、報告されているすべての事業実績書が空欄の状態であり、記載欄があるのであればコメント及び正確な金額の記載が求められる。元来不要であるならば、記載欄自体も簡素化したほうが望ましいと思われる。	154
意見	確認のための消費税申告書控の提出	平成24年度の広島県の包括外部監査結果報告書で、「補助金に対する消費税の取り扱い」について指摘されていた。 それは①補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜金額で計算すべきところ、税込金額を基に計算し補助されているものがあつた旨の指摘や、②事業の実施を外部へ委託しているものを、実行経費の集計段階で、外部からの税込の請求額の総額に対し、補助団体で更に消費税等を計上しているため、消費税等も二重計上されているといったものもあつた。 今回の監査では、各補助金は申請段階において税抜金額で申請されており、金額が未確定な場合にも、のちに正確な税抜金額が決定した段階で、すみやかに再申請をしている旨が確認できた。 ただし、もう一段踏み込んだ手続きとして、補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに補助事業者から報告が求められるべきである。というのも消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者（免税事業者）でない限り、課税売上に係る消費税額（預り消費税）から課税仕入等に係る消費税額（支払消費税）を、消費税の確定申告により控除できる制度であり、補助金は、消費税法上非課税売上に該当するため、預り消費税の対象にはならないが、一方で補助事業の経費に係る消費税については、補助事業以外における支払消費税と併せて仕入税額控除することが可能である。このため、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないようにすべきである。	154

		部局ごとに作成されている県の補助金交付要綱において、事業完了後に消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには「仕入控除税額報告書」により報告することとなっており、林業課の補助金交付要綱においては、そのような記載はないため、消費税確定申告書の第一表の控の提出を求めるべきである。多くの補助金・助成金はそのような規定を設けており、事業報告においては場合により消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還いただくことがあるとされているため、補助金交付要綱の追加改定・見直し等が必要である。	
第16 ひろしまの森づくり県民税			
意見	基金期末残高について	ひろしまの森づくり基金は、ひろしまの森づくり県民税を財源とする基金であり、広島県民から徴収された税金である。ひろしまの森づくり県民税収と基金の取崩額傾向を見ていくと、数年後には基金残高は不足の状態になると考えられる。 人口減少等の要因により、税収の見込みが落ちることも考えられるから、今一度、事業費等の検討の必要性がある。	157
意見	間伐後の木材の所在	各市町の実績報告書では、森林の間伐が行われているが、伐採後の木材の処分に関しての記載がない。 ひろしまの森づくり事業の環境貢献林整備事業の実施に関する協定書によれば、(事業の内容)の4条2項において、市町は、整備により伐採した樹木を、森林所有者及び事業実施主体が協議のうえ自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げないとある。	162
意見	人工林健全化事業について	森林を所有する場合、本来は森林所有者が適切な手入れを行う責任がある。しかしながら、森林の公益性を考えれば、ある程度の助成が必要であるとは考えるが、一方では、森林所有者が手入れをせず放置している現状を見ると、森林所有者の自己負担金額について、今一度検討する必要があるのではないかと考える。 また、地域において間伐事業の金額に隔たりがあることを県が持つ情報として市町に周知させることが必要ではないかと考える。	164
意見	森林整備事業実績報告書について	一般的には、実際に事業に要する経費と知事が定める標準経費の額がすべて同額になることはないと思われる。同額であれば、そもそも比較する意味がなく、事業費を算定する必要もない。実績報告書であれば、実際に事業に要した経費の額を事業主体者からの請求書等で確認する等、改善を検討されたい。	166
意見	流通履歴書の補正計数について	流通履歴書にある補助対象材積について、補正係数の1.15については、現在の価値に適切に対応できるよう引き続き一定期間毎に検討することが必要であると考えます。	167
意見	人工林健全化事業との関連	環境貢献林事業の人工林健全化事業との違いがわかりにくい。森林所有者負担が生ずる人工林健全化事業と森林所有者負担が生じない里山林整備事業の違いをはっきり定義するべきである。	169
第17 森林環境譲与税			
その他	意向調査について	意向調査の進捗率は、令和5年度末で12万haが解析済みとなり、85%を超える数値となっている。しかしながら、残り2万haの解析には、今から7年後の令和12年度で完了する予定である。残された面積を考えた上で、計画完了までの期間が長期間であると思われる。これまで県、市町、森林組合等において個別に管理運営されていた森林情報を一元的に管理する森林情報共有システムが利用・整備されており、より一層の活用促進とブラッシュアップをはかりつつ効率的な調査をお願いしたい。	176

意見	需用費について	<p>県の回答の一部としては、『令和元年がリーディングモデルの初年度であり、「経営戦略の策定プラス働きやすい職場づくり」が事業目的であり、「働きやすい職場づくり」のため必要であるという理由で採択した』ということであるが、翌年度以降はそのような需用費（装備費）への支出は見られない。</p> <p>確かに林業リーディングモデル養成事業において、新規就業者確保するためには、労働負荷の軽減や労働安全対策などが重要であると考えている。今後も機械工具等の林業の業務に直接関係あるものだけに支出する取組を継続的に行っていただきたい。</p>	178
その他	県の対応等について	<p>全国の都道府県のみならず市町村からも続々と、森林の多い地域が必要な整備ができるよう実態を踏まえた配分を求める意見書が提出されている中、県議会で「令和5年9月定例会の意見書（森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書）」（令和5年10月2日可決）が作成され国会へ提出された。</p> <p>審議会で意見を述べられている通り、税金として投入されているものであるから、執行に関しても偏在がないように、全市町で使えるように支援をより積極的に行っていくべきではないか。また、県に譲与された森林環境譲与税は「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされているが、実際に市町では利用されていないところもあり、3E（経済性、効率性、有効性）に合致していない使途も見受けられる。これらを活用支援・指導するべきである県の役割は重要であり、県が単に国と市町を繋ぐ中間組織となってはいけないと考える。</p> <p>令和元年度から4年度にかけて県内23市町に配分された森林環境譲与税額のうち、約3割が利用されないまま積み残され、そのほとんどが基金になっている。</p> <p>森林環境譲与税を利用する場合、多くは林業にかかわる企業へのコンサルタント料に使われ、森林保全や整備等への利用が少ないことから、森林環境譲与税の配分方式を今一度の検討を希望したい。森林環境譲与税の配分については、国において、来年度から人工林の多い自治体に多く配分されるよう配分基準が見直されることが決定しており、さらなる森林整備の促進が見込まれている。</p>	179
意見	ひろしまの森づくり県民税との関連について	<p>まず下記の「森づくり県民税と森林環境税・森林環境譲与税の比較表」を見れば、その使途について重複する部分が見受けられる。一見すれば、二重課税のようにも思える。県民が両税を理解する際に、適正に理解することができるよう、更なる整理が必要であると考えている。</p> <p>また、前述したように両税の仕組みについても、事業が混在しているようにも見られ、理解することが難しいものとなっている。やはり、県民が正しくかつ容易に理解することができるよう、さらなる周知と仕組みの簡潔化、使途の明確な区別等を行っていただきたい。</p>	181
第18 システム			
意見	森林情報共有システムのシステム改良フローについて	<p>森林情報共有システムのシステム改良フローについて、自動車二税申告書に関するフローではなく、システム上のフローを適切に認識するためにも当該システムの改良フローを仕様書に使用すべきと考える。</p>	204

その他	森林情報共有システム以外のシステムにおける登記情報の反映	森林情報共有システム以外のシステムでも、登記情報のデータを取り込む方法で所有者情報を各システムが持つ形で運用することについても検討してはどうか。コスト面でそれが困難な場合、森林情報共有システムにアクセスすることで登記情報をベースにした所有者情報を取得できる枠組みを構築することについても検討してはどうかと考える。	204
意見	森林情報共有システムに登録されていない情報について	森林情報共有システムは、「これまで各ユーザ（県、市町、森林組合等）において管理していた森林情報を一元的に管理する」ことを目的としていることから、県で管理している保安林台帳等共有できるデータについてもシステムに取り込み利用できる状態を作出すべきである。 これら以外にも各ユーザが独自に保有している情報がある場合、積極的に共有を図ることが肝要である。共有すべき情報であるかどうかの検討につき、経済性の観点や階層性をどのように持たせるかといった観点も必要になってくるが、今後のより良いシステム構築のため、情報の洗い出しと整理について、より一層の尽力をいただきたい。	205
意見	森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開	森林情報共有システムでは現在一次データベースしか取り扱っていないが、システム内で一定の階層を設け、ID・パスワードでログインできる領域を制限するなどの方法により二次データベースも取り扱えるようなシステム構築を検討すべきであり、林野庁森林整備部計画課の補助事業の「森林情報高度活用技術開発事業」における「森林クラウドシステム標準化事業」の成果である「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」では二次データベースへの展開が想定されている。	207
その他	森林情報共有システムの一般利用について	デジタル化アクションプランに基づき、全ての県民に優しい行政手続を実現するため、たとえば森林簿の閲覧申請について一般の県民も利用できるように改善することについて検討が必要である。個人情報の取扱い等のセンシティブな問題があるため実現に向けて困難な問題もあると推測するが、利用者IDに権限の階層性を持たせるなどの工夫により、県民に開かれたシステム構築を目指していただきたい。	208
意見	治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理	治山台帳管理システムが実現した一元的なデータ管理とは、従来2台のノートパソコンで管理されていた情報を県のサーバで管理するようになったことを指すが、システム構築費用に見合う成果であったか、今後のシステム改修に向けて検討を要する。	209
意見	治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について	治山台帳管理システムが保有する所有者情報は更新されておらず、必ずしも現状の所有者と一致していない。そのため、所有者情報を確認するには、森林情報共有システムに個別にアクセスする必要がある。担当課ごとの縦割りの観点で近視眼的にシステムを構築するのではなく、一つの入り口から様々な情報にアクセスできる、幅の広い構造のシステム設計を目指すべきである。	209
意見	治山台帳管理システムとDoboxとの連携について	治山台帳管理システムはDoboxとの連携を視野に入れている。農林分野と土木分野とは別部署であるとはいえ、密接に関連する部分も存在することから、関連部署が幅広く使用できる横断的なシステムの構築に期待したい。	210
意見	森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携	現状では、森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携はなされていないが、被災時の迅速な情報共有等を視野に入れ、早期の連携実現に期待する。	211

意見	治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について	治山台帳管理システムは、現状県のデータセンターにサーバを置いているが、今後はAWS等のクラウドコンピューティングサービスを利用し、ハードウェアの経費削減を検討しているとのことであった。県庁のデータセンターにサーバを置いて管理する際のコストと外部のクラウドサービスを利用する際のコストとを精緻に比較し、セキュリティ面の課題も克服しながら総合的な検討を進めていただくことに期待する。	211
その他	森林情報共有システムに参画する林業事業者について	森林情報共有システムに参画する林業事業者は、能力の高い事業者として県が認定した事業者である。森林情報共有システムは、利用者のすそ野の広さを確保すべきであると同時に、情報セキュリティを確保するためにも参画する者の信頼性を確保しなければならない。 参画する者が扱うデータ領域によってその厳格さに差異を設けることはよいが、県・市町・林業事業者は当該システムの構成上最もコアな領域に存在することから、最も厳格な認定基準を適用すべきところである。このことから、県が厳格な認定基準により参画する事業者を管理していることは評価できる。	212
意見	YouTubeの林業課アカウントにおける研修動画について	YouTubeに林業課のアカウントがあり、森林情報共有システムの操作方法について詳しく解説された動画が公開されている。しかしながら、現状では県民へのシステム使用等はできないことから、一般公開ではなく、一部URLを周知したものだけに公開できる限定公開にすべきでないかと考える。今後も個人情報の保護に関して細心の注意を払いつつ、ICTを活用した研修は充実させていただきたい。	213
その他	森林情報共有システムのデータを外部媒体に持ち出す際の操作履歴について	森林情報共有システムでは、データを抜き出してCD等の媒体に保存することが可能である。この場合、各ユーザのログイン履歴は記録されるが操作履歴は記録されないことから、データを外部媒体に持ち出す場合の操作履歴が記録される方向のシステム改修に期待する。	213
その他	森林情報共有システム関連の紙媒体の資料について	森林情報共有システムについて、システム化以前から存在する紙媒体の資料について、旧システム（森林計画システム）導入後、順次紙媒体の資料を廃棄しており、令和4年の森林情報共有システム導入時には廃棄済みである。現在県が紙媒体で管理している帳簿は保安林台帳のみである。紙媒体の資料を整理・廃棄しICT化が進んでいる状況について評価できる。	214
その他	クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて	今後、森林情報共有システムを運用する上で、クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて、緻密かつ網羅的に対策を考えており、大変評価できる。今後のよりオープンなシステム構築に向け、アクセス権を適切に管理しつつ、県民に開かれたシステム構築を進めていくことを希望する。治山台帳管理システムについては、今後オープンデータとして運用する場合は、新しくセキュリティ対策を講じる必要があると考えているという状態であった。今後の森林情報共有システム等との連携を視野に入れ、セキュリティに関する基本的な考え方を整理しておくべきである。	215
意見	財団の森林情報共有システムへのアクセスについて	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は森林情報共有システムにアクセスする権限を持っておらず、業務遂行上必要な情報取得につき非効率な状況である。県営林に係る情報全般にアクセスできるように、広範なアクセス権限を認める方向で検討すべきである。	215

意見	水源の森の管理システムについて	水源の森事業は、財団が独自で行う事業であるにもかかわらずまた、これを管理するシステム自体がないことは問題である。	216
意見	森林台帳管理システムの帰属について	森林台帳管理システムは財団独自のシステムであるにもかかわらず、県のIDが当初から設定されており使用できる状況である。県営林を主体的に管理運営しているのは県であるから、自らの財産を責任もって管理する意味でも、当該システムを財団から買い取る方向で検討を進めるべきである。	216
意見	森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について	森林台帳管理システムが保有する施業地の地積に関する情報を森林情報共有システムに共有できていない状況は非効率である。公図の形状や登記上の地積は必ずしも正確とはいえないため、今後両システムが密接な連携関係を築くことを希望する。	217
その他	造林事業関係システムと森林情報共有システムとの連携状況及び今後の展開について	造林事業関係システムは森林情報共有システムと連携するシステムである。一般の申請者が森林情報共有システムの恩恵を受けることができるようになることは大変望ましい展開である。今後、森林情報共有システムが、造林事業関係システム以外の森林システムと連携できる流れが加速することを希望する。	218
第19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団			
意見	引当資産及び積立資産の計上区分誤り	農林業担い手育成等事業引当資産及び事業体質強化積立資産は、特定の目的のために保有する預金及び有価証券であり、その他固定資産の区分で計上されている。 この点、公益法人会計基準の注解4の3では、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされており、特定資産の区分で計上すべきである。	228
意見	林業育成確保事業の採算性について	令和4年度の林業育成確保事業に係る委託料収益2,142万円、一方の林業従事者育成確保事業費は3,978万円となっており、赤字事業となっている。赤字分については、農林業担い手育成等事業引当資産の取崩しによって賄われているが、直近で農林業担い手育成等事業引当資産が大きく減少していることから、当該事業の採算性について改めて検証が必要ではないかと考える。 なお、林業従事者育成確保事業費の6割が財団の人件費である。また、財団では役員報酬を各事業に配賦し、一般管理費として計上しているが、当該事業と県営林木材生産販売等受託事業でのみ一般管理費とは別の役員報酬が計上されていることから、他の事業より事業費が多く計上されている原因となっているものと思われる。これについては、実態に応じた人件費の配賦が適切になされているのか、検証が必要であると思われる。 実態に応じた人件費が配賦されているのならば、事業費に見合った委託料が確保出来ていないこととなる。委託者に対し、過度なディスカウントが行われていないか検証を行い、委託料の価格交渉や、事業内容、事業自体の見直しを図り、資産流出を食い止める必要があるのではないかと考える。	233
意見	経常費用の表示方法の誤り	財団では、正味財産増減計算書の経常費用を、実施した事業活動を示す科目名で表示しているが、現行の公益法人会計基準では、「旅費交通費」や「消耗品費」といった費用の具体的な内容を示す科目名で表示することとなっている（「公益法人会計基準」の運用指針12.財務諸表の科目）。 財団では、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行、すなわち公益法人会計基準に基づき経理するものとしている（定款10条、財務規程3条）ため現状では定款や財務規程に規定されている公益法人会計基準に基づいた決算書が作成されているとはいえない。	234

		<p>林業公社が準拠するものとして定められている林業公社会計基準における財務諸表標準様式では、財団の表示のとおり、事業活動を示す科目名での表示を規定しており、実際に他県の林業公社は、林業公社会計基準に従って決算書を作成している。また、県の特別会計の貸借対照表形式の情報開示も林業公社会計基準を参考に作成されている。</p> <p>改めて財団としての経理処理の拠るべき会計基準を見直すべきであると考え。</p>	
意見	分収林費用負担金の会計処理について	<p>旧財団法人広島県造林公社が、市町村に対して造林整備資金の貸付を行っていたが、昭和62年3月31日に貸付を受けている市町村長の申請により、貸付金の全額を公社が費用負担したものとみなすこととされた。</p> <p>公社としては、追加的な費用負担額が生じることとなったが、その額を「分収林費用負担金」として資産計上している。また対象となる分収造林が伐採され、分収造林契約が満了となった時点で「分収林費用負担金除却損」として損失計上される。この処理は財団に引き継がれ、現在の決算状況となっている。</p> <p>この点、上記追加費用だけを別の勘定科目で表示しているため、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額とは別の資産を保有しているかのような誤解を与える表示となっている。追加的な費用負担額であれば、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額である森林経営勘定として計上し、分収造林伐採時には、原価として費用計上する処理が適切であると考え。</p> <p>ちなみに令和4年度の財務諸表に対する注記では、森林経営勘定に係る補助金等による圧縮記帳の実績が記載されており、令和4年度末で17億1,976万円の圧縮累計額があり、森林経営勘定残高8千円との合計額が、発生した造林費及び造林整備にかかる費用の累積額であるとして表示されているが、この中に分収林費用負担金は含まれていないため、実際の造林費及び造林整備にかかる費用の累積額は、さらに3億1,606万円を加算した20億3,582万円である。</p>	238
意見	森林経営勘定の樹種等を把握していない	<p>森林経営勘定については、森林管理システムなどは整備されておらず、樹種、樹齢、面積等の確認がされていない。これらの情報は森林整備に不可欠であると思われるため、早急に情報をまとめる必要があると考え。</p> <p>□なお、県営林事業の受託業務で利用している森林管理システムがあるので、水源の森事業でも利用できれば、余分なコストはかからないものと考え。</p>	239
意見	森林勘定引当金としての計上の妥当性について	<p>森林勘定引当資産は、将来の森林造成整備費用の財源に充てるよう県から指示を受けて保有されている資産であり、森林勘定引当金と森林勘定引当資産の関係性を考えると、森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。</p>	240
意見	森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について	<p>森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。指定正味財産残高とするならば、当期に用途の解除がなされた場合の一般正味財産増減の部における収益科目としては、「受取補助金等振替額」が適切である。</p>	242
指摘	資料作成について	<p>今後の資料作成にあたっては、計算誤りのないよう、複数のチェック体制により連動する図表までの確認作業もお願いしたい。</p>	243

指摘	随意契約について(工事請負契約・業務委託契約共通)	<p>工事請負契約及び委託契約のいずれも、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」(施行令167条の2第1項2号)を念頭に置いていることがうかがえるが、その具体的な理由が示されていないことは、随意契約の事由に該当した契約とみなすことは出来ないであり自治法234条1項に違反する。</p> <p>県が行う契約は、当然に自治法を遵守することが求められ法に違反する以上、財団の財務規程44条1項に違反する。</p> <p>よって、財団は、工事請負契約と委託契約のいずれも一般競争入札を原則として実施する様に改善すべきであり、仮に随意契約とせざるを得ない場合には、施行令167条の2第1項1号～9号の事由に該当するか否か十分な検討が不可欠である。</p>	244
その他	裁判管轄の規定について(業務委託契約)	<p>訴訟による紛争解決となった場合に備えて、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所(民事訴訟法11条参照)とする旨の条項を加えるべきである。</p>	245
第20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会			
その他	会員増強の必要性	<p>協会では、会員増強への取組として、苗木生産に関する講習会の開催などにより、新規参入者の増加・定着を促しているところではあるが、事業の成果である一般正味財産増減額が毎年マイナスとなっており、保有資金も目減りしている現状において、優良苗木の需給安定、苗木生産経営の健全な発展を継続していくためには、より多くの生産者や賛同者を集め、補償内容や苗木活用策についても検討が必要である。</p>	250
意見	補償事業の継続性が乏しい	<p>協会の主要事業である会員への補償事業について、令和2年度の補償実績が3万円、令和4年度は13万円、令和3年度には補償実績はない。一方で、年間の調査費は、200万円から300万円、管理費も併せると270万円から380万円のコストが発生しており、補償額に対して、每期必要な経費が過大である。調査と法人維持のために資金を費消している状態であり、補償に回る資金は今後10年で枯渇し、本来取り崩すことのない基本財産を取り崩さなければ、補償事業が継続できない。</p> <p>残苗補償対象となるか否かを協会が多大なコストをかけて実施する必要があるのか、法人維持に不必要な支出はないか、事業の在り方の見直しを実施し、補償事業が継続できるよう施策を講じる必要がある。</p>	251
意見	監事の理事会の欠席について	<p>令和4年5月及び令和5年2月に開催された理事会にて、監事が出席していなかった。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律101条では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」とされている。また、定款17条では監事の職務が記載されており、3号に「理事会に出席し、意見を述べること」と規定されている。</p> <p>体調不良による急遽の欠席であれば、監事を増員することも検討すべきである。</p>	252
意見	監事の社員総会の欠席について	<p>令和4年5月に開催された社員定期総会にて、監事が出席していなかった。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律53条では、「理事(監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事)は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」とされており、監事は社員総会への出席義務があるものと解する。また、社員総会規則7条でも「理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。」と規定されている。</p>	253

		監事の社員総会欠席は、体調不良による急遽の欠席であり、社員総会規則で定める「やむを得ない事由」に該当すると考えるが、監事が確実に社員総会に出席するよう措置を講じるべきである。	
意見	契約の目的条項について	第1条の規定に従えば、乙（広島県樹苗農業協同組合）が甲（協会）に応分の負担を支払うことを目的とされているが、契約の実態と異なっている。 甲と乙の記載を正しく変更されるべきである。	254
第21 盛り土問題について			
その他	今後について	盛土の問題は、豪雨等による災害により、森林資産の損失、治山施設の新設による負担や地域住民への被害が発生するため、慎重な対応が必要である。前項で述べた法と制度は両方ともに森林に関連するものである。 今後このような問題が発生しないように厳格な法及び制度の適用が望まれる。	258

2.監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和5年4月～5月 事前ヒアリング

6月1日 テーマ決定，包括外部監査実施計画提出

6月より 対象部局に概要説明及び資料提供の依頼

7月～12月 対象部局からの回答，回答に対する質問，資料提供依頼のやりとり，現場視察の実施

令和6年1月 対象部局及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
対象部局による事実関係の確認及びこれをふまえた修正

第5 総括

本監査のテーマ選定のきっかけは、森林環境譲与税について疑問を感じたことから始まった。本稿でも述べたが、すでにひろしまの森づくり県民税が平成19年より課税されており（令和8年まで課税期間が延長），さらに森林環境譲与税が令和元年から前倒しで行われ、二重の課税制度に違和感を覚えたからである。

そして、本監査を進めていくうえで、林業事業がいかに難しい問題を抱えているか、そして重要であるかを考えさせられた。林業は、苗木を植え、育てて、収穫するまでの期間が非

常に長いことから、林業経営に大きく負担がかかる。収穫までの期間でかかる費用が大き
く、その間にまとまった収入を得られないという特殊な商売である。

林業界では過去、国産の木材価格の低迷が続き、それにより林業従事者が減少、また林業
従事者の高齢化も伴って、戦後に植林した木材資産が主伐の時期に係るときに、人材等が不
足しているという悪循環を起こしている。

また、林業は公益的な機能も有している。森林による自然災害等の防止や水源を確保する
機能、そして二酸化炭素を抑制するという側面を持ち、我々の社会に大きくかかわる。

前述した林業の課題を解決するために、県では主に「森林経営管理事業」、「ひろしまの
森づくり事業」、「林業・木材産業等競争力強化対策事業」そして「県営林事業費特別会
計」にて対策を講じている。

「森林経営管理事業」は、森林環境譲与税を活用し、森林事業地所有者の施業意思がない
森林や、森林所有者の特定が困難なもの、自らが森林経営管理できていない事業地を適切に
管理していくために森林整備とその促進を図るための施策である。

「ひろしまの森づくり事業」は、森づくり県民税をもとに、森林事業地の保全や水源かん
養などの公益的機能維持を図りながら、間伐や県産材の利用促進、鳥獣対策等を行い、県営
林を県民全体で守り育てる事業として推進している。

「林業・木材産業等競争力強化対策事業」は、木材需要の創出や、県産材の安定的・効率
的な供給体制の構築のために行われている。

「県営林事業費特別会計」は、県営林の利用間伐、林道開設、保育等の木材安定供給と公
益的機能の維持ために行われている。

こうした事業を行っていく上で、次のような問題点が発生していると考え。1つは、森
づくり県民税と森林環境譲与税の2つの税制について、その使途が似ているまたは区別が
つきにくい、事業内容の理解がしにくいこと等、県民に分かりづらいものとなっている。

さらに、林業事業のサイクルは、植林→保育→間伐→主伐→再生林の流れであり、県もこ
れに沿った事業を行っている。しかしながら、これだけでは収益に結びつきづらい。林業で
一番の問題は林業の所得の増加を図ることにあるのではないかと考える。確かに森林の公益
的機能を図ることも重要であるが、運搬・加工（加工業者や木材工場）、販売（ハウスメ
ーカー等）へのマッチング支援施策をさらに行うことで、受注からの木材需要を増やし、林業
収入を上げ、林業従事者の増加をもたらす、それによって林業事業を発展させていくことが
可能になるのではないかと考える。したがって、県が行う事業の方向性を主伐後から先の森
林資産の流れについても、今一度検討することを望む。

最後に，本監査では，対象部局・団体関係者の方々に，また，監査委員事務局の方々にも監査にあたり，多大なご協力をいただいた。心から感謝申し上げます。